

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の団体が子ども食堂（子ども及びその親並びに地域住民に無料又は安価で栄養のある食事及び温かな団らんを提供し、子どもたちの心の拠り所となる空間づくりの推進及び子どもの健全な育成を図るための場をいう。以下同じ。）を開設又は運営するに当たり必要となる費用の一部について、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、淡路市補助金等交付規則（平成 17 年淡路市規則第 47 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内で子ども食堂を開設しようとする団体のうち、兵庫県「子ども食堂」応援プロジェクト～貧困の子どもたちに温かいごはんを～実施要項（以下「県実施要項」という。）第 3 項に規定する団体であって、県実施要項第 7 項第 1 号に規定する補助金交付決定の通知を受けた団体（以下「子ども食堂開設団体」という。）

(2) 現に市内で子ども食堂を運営している団体（以下「子ども食堂運営団体」という。）

(補助金の額及び補助対象経費)

第 3 条 補助金の額は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 子ども食堂開設団体 前条第 1 号の交付決定により決定された補助対象経費の額から当該交付決定に係る県補助金及び寄附金その他の収入を控除して得た額とし、上限 10 万円（算出した補助金の額に 1,000 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2) 子ども食堂運営団体 別表に掲げる補助対象経費の総額から寄附金その他の収入を控除して得た額又は 1 か月当たり 4,000 円に 1 年間のうちに子ども食堂を実施した月数を乗じて得た額のいずれか少ない方の額（算出した補助金の額に 1,000 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てた額）

2 前項第 1 号に規定する補助金の交付は、1 団体につき 1 回限りとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請団体」という。）は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 子ども食堂開設団体 元気な淡路っ子応援事業（開設）補助金交付申請書（様式第 1 号）及び次に掲げる書類

ア 兵庫県「子ども食堂」応援プロジェクト補助金交付決定通知書の写し

イ 兵庫県「子ども食堂」応援プロジェクト精算書の写し

ウ 兵庫県「子ども食堂」応援プロジェクト補助対象経費支出済額内訳書の写し

エ 兵庫県「子ども食堂」応援プロジェクト実績報告書の写し

オ 領収書及び納品書の写し

カ 兵庫県「子ども食堂」応援プロジェクト補助金額確定通知書の写し（当初の交付決定額から変更があった場合に限る。）

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 子ども食堂運営団体 元気な淡路っ子応援事業（運営）補助金交付申請書（様式第 2 号）及び次に掲

げる書類

ア 申請団体の概要及び事業実施に係る計画が分かるもの

イ 事業の実施に係る収支の内訳が分かるもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 市長は、申請団体から前条の交付申請を受けたときは、その内容について審査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、元気な淡路っ子応援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により当該申請団体に通知するものとする。

2 市長は、必要に応じて条件を付して補助金の交付を決定することができる。

(実績報告)

第6条 当該申請団体は、補助事業が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、当該申請団体が子ども食堂開設団体であるときは、第4条第1号エの書類をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 決算書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請団体に通知するものとする。この場合において、確定した補助金の額が交付決定の額と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

(補助金の支払)

第8条 市長は、前条の補助金の額の確定後に当該申請団体から請求書の提出があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、速やかに、当該申請団体に対して補助金を支払うものとする。

2 前項の規定は、当該申請団体が子ども食堂開設団体である場合については、適用しない。この場合において、市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに、当該申請団体に対して補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、第5条の補助金の交付決定を受けた申請団体（以下「交付決定団体」という。）が次の各号に掲げるいずれかの要件に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、当該補助金の交付又は交付決定を受けたとき。

(2) この要綱その他関係法令に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、元気な淡路っ子応援事業補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により当該交付決定団体に通知するものとする。

(備付け台帳)

第10条 市長は、補助金の交付状況等を整理するために必要な台帳を作成するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前の交付決定団体に対す

るこの告示の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（令和3年3月31日告示第81号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第91号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日告示第91号の2）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

補助事業の対象となる内容	補助事業の対象となる経費
子ども食堂の運営	消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料、燃料費、水道光熱費、保険料その他市長が必要と認める経費

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

淡路市長 様

住所

团体名

代表者名

元氣な淡路っ子応援事業（開設）補助金交付申請書

淡路市内において子ども食堂を開設したいので、補助金 円を交付願いたく元気な淡路っ子応援事業補助金交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 子ども食堂の名称
- 2 実施場所 (施設名等)
(住 所)
- 3 開設日時 (開設曜日)
(開設時間) ～
- 4 初回開設 (予 定 日) 年 月 日 ()
- 5 添付書類
 - (1) 兵庫県「子ども食堂」応援プロジェクト補助金交付決定通知書の写し
 - (2) 兵庫県「子ども食堂」応援プロジェクト精算書の写し
 - (3) 兵庫県「子ども食堂」応援プロジェクト補助対象経費支出済額内訳書の写し
 - (4) 兵庫県「子ども食堂」応援プロジェクト実績報告書の写し
 - (5) 領収書及び納品書の写し
 - (6) 兵庫県「子ども食堂」応援プロジェクト補助金額確定通知書の写し(当初の交付決定額から変更があった場合に限る。)
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 6 補助金の振込先

振込先金融機関名	銀行・金庫・組合・農協						
支店名	支店		口座の種類		1 普通		2 当座
口座番号 (7 桁 で 記 入)							
(フ リ ガ ナ) 口座名義人							

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

淡路市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

元気な淡路っ子応援事業（運営）補助金交付申請書

淡路市内において子ども食堂を運営するに当たり、補助金 円を交付願いたく元気な淡路っ子応援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 子ども食堂の名称

2 実施場所 （施設名等）
（住 所）

3 添付書類

- （1） 団体等の概要及び事業実施に係る計画が分かるもの
- （2） 事業の実施に係る収支の内訳が分かるもの
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 補助金の振込先

振込先金融機関名	銀行・金庫・組合・農協					
支 店 名	支店	口座の種類	1 普通	2 当座		
口 座 番 号 （ 7 桁 で 記 入 ）						
（フリガナ）						
口座名義人						

第 号
年 月 日

様

淡路市長 印

元気な淡路っ子応援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった元気な淡路っ子応援事業補助金について、
元気な淡路っ子応援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり決定したので
通知します。

記

- 1 補助金を 交付します。
不交付とします。
(理由) []

- 2 補助金額 円

様式第 4 号（第 6 条関係）

元気な淡路っ子応援事業補助金実績報告書

年 月 日

淡路市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

元気な淡路っ子応援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| | 実 績 額 | 円 |
| | 差 額 | 円 |
| 2 | 補助事業成果 | |

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

淡路市長 印

元気な淡路っ子応援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、下記の理由により交付決定を取り消したので、元気な淡路っ子応援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 取消しの理由

2 取り消す補助金額 円